

令和2年9月16日 開会

令和2年9月 日 閉会

# 令和2年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

## 議 案 目 次

認定第1号	令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 認 定 第 1 号 か ら 第 9 号 ま で 別 冊             </div>
認定第2号	令和元年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号	令和元年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号	令和元年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号	令和元年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	令和元年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	令和元年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	令和元年度江差町水道事業会計決算の認定について	
報告第1号	令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について…………… P 1	
報告第2号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について…………… P 13	
議案第1号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… P 15	
議案第2号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… P 17	
議案第3号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について…………… P 19	
議案第4号	令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）について…………… P 21	
議案第5号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について…………… P 45	
議案第6号	令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について…………… P 57	
議案第7号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について…………… P 69	
議案第8号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について…………… P 71	
議案第9号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について…………… P 73	
同意第1号	教育委員会委員の任命について…………… P 75	
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… P 77	

報告第1号

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和2年9月16日提出

江差町長 照井 誉之介



# 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	16.5 (25.0)	72.2 (350.0)

# 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

## 記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査  
令和2年8月28日

江差町長 照 井 誉之介 様

江差町代表監査委員 近 藤 偉 喜



令和元年度財政健全化・経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

(監査委員事務局)





令和元年度

江差町財政健全化審査及び  
経営健全化審査意見書

江差町監査委員

# 令和元年度財政健全化審査意見書

江差町監査委員 近藤 偉 喜



江差町監査委員 小梅 洋子



1 審査の期間 令和2年8月3日～7日

2 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和元年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	15.0%	
連結実質赤字比率	—	20.0%	
実質公債費比率	16.5%	25.0%	
将来負担比率	72.2%	350.0%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度は、実質収支が黒字となっているので、実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度は、実質収支が黒字となっているので、連結実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は、16.5%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを8.5ポイント下回っている。前年度と比較すると0.2ポイント下降している。

実質公債費率は3ヶ年平均値である。令和元年度単年度の比率は15.6%になっている。単年度でみると前年から0.9ポイント下降しているが、次年度以降、据置期間の経過や新たな起債借入も想定され、17%を超えることも十分に考えられる。人口減少の中、地方交付税の減少や過疎債の見直しも保守的には考慮する必要があり、注意ゾーンの18%も視野に入ってくる。今後の推移に留意し、早期の財政改善に取り組むとともに、起債借入対象事業の執行にあたっては、過去の例を踏まえ、十分な対応、対策

が必要である。

④ 将来負担比率について

令和元年度は、72.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。今後も引き続き効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 4 算定方法の概要

### (1) 実質赤字比率

《一般会計等（普通会計相当）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### (2) 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### (3) 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3ヶ年平均) 標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

### (4) 将来負担率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

## 令和元年度経営健全化審査意見書

江差町監査委員 近藤 偉 喜



江差町監査委員 小梅 洋子



1 審査の期間 令和2年8月3日～7日

### 2 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 3 審査結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

区 分	令和元年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
法適用企業	—	20.0	
法非適用企業	—	20.0	

※ 法適用企業は水道事業、法非適用企業は下水道事業・公設地方卸売市場事業・港湾整備事業を表している。

#### (2) 個別意見

資金不足比率については、令和元年度は流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。経営健全化基準をクリアしている状態にあると認められる。

水道事業、下水道事業については、一般会計からの繰り入れで何とかクリアしている状況であり、各会計の連結財務状況を注視していかなければならない。

#### 4 算定方法の概要

《公営企業を対象とした事業規模に対する資金の不足額の比率》

##### (1) 資金不足比率（法適用企業）

$$\frac{\text{（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした  
地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額－受託工事収益の額}} \times 100$$

##### (2) 資金不足比率（法非適用企業）

$$\frac{\text{（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に  
充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額}} \times 100$$



## 報告第2号

### 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月16日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年9月3日専決

江差町長 照 井 誉之介

### 和解及び損害賠償額の決定について

#### 1 当事者

(甲) 檜山郡江差町長 照 井 誉之介

(乙) A氏

#### 2 事故の概要

(1) 令和2年8月24日午前11時00分頃、甲所有地の除草作業中、隣接地に駐車していた乙の所有する車両に飛石し、助手席側リヤドアガラス及び積載チャイルドシートを破損させた。

(2) 甲及び乙は、上記事故に起因する損傷について甲の責任において修繕することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

#### 3 和解の概要

(1) 甲及び乙は、上記事故に関する修繕費が118,250円であると確認し、甲の加入する損害保険にて修繕するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。



## 議案第 1 号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次の  
ように改正するものとする。

令和 2 年 9 月 1 6 日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）  
の一部改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例を改正するもの。

## 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき。（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 2 号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 2 年 9 月 1 6 日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て運営支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「場合を含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第40条第2項中「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第3号

### 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成28年3月11日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和2年9月16日提出

江差町長 照井 誉之介

#### 提案理由

令和2年度予算において、「高度無線環境整備推進事業」の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に追加登載し、過疎債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～令和2年度）を次のとおり変更する。

【区 分】2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(6) 電気通信施設等情報化のための施策			
テレビジョン放送等難視聴解消のための施策	テレビジョン放送等難視聴解消のための施策	町	
その他	高度無線環境整備推進事業	民間	

\_\_\_\_\_部分を加える。

## 議案第4号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）について

令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ262,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,654,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月16日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	住民運動対策費	高度無線環境整備推進	73,555	37,193		36,300		62	
民生費	社会福祉総務費	新生児特別定額給付金給付事業	2,700	2,700					
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出(インフルエンザ予防接種支援)	2,492	2,492					
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センター換気設備改修	1,702	1,702					
民生費	介護支援施設費	在宅型総合福祉施設「まるやま」換気設備改修	1,578	1,578					
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種支援	9,783	9,783					
衛生費	環境衛生費	一般廃棄物収集運搬事業者給付金給付	400	400					
農林水産業費	水産業振興費	漁業者経営維持化安定対策	4,550	4,550					
農林水産業費	水産業振興費	漁協経営継続緊急支援対策	500	500					
商工費	商工業振興費	“エエ町江差”みんなの商品券事業	43,000	43,000					
商工費	観光費	町営レストラン感染拡大防止対策	330	330					
商工費	追分会館管理費	追分会館換気設備改修	12,532	12,532					
教育費	小学校管理費 中学校管理費	町立小中学校トイレ洋式化改修	31,171	31,171					
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	学校再開感染症対策・学習保障等支援	10,932	10,932					
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	学校遠隔学習機能強化	400	400					
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	修学旅行貸切バス追加借上支援	737	737					
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	家庭学習対策通信機器整備支援	1,447	1,387				60	
教育費	文化会館管理費	文化会館トイレ洋式化改修	7,832	7,832					
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 計			205,641	169,219		36,300		122	



令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	諸費	令和元年度障害者医療費負担金等返還	3,002					3,002	
総務費	諸費	令和元年度障害者自立支援給付費負担金等返還	1,496					1,496	
総務費	諸費	令和元年度子育てのための施設等利用給付費交付金返還	118					118	
総務費	戸籍住民登録費	住民基本台帳システム改修	2,217	2,216				1	
総務費	戸籍住民登録費	戸籍附票システム改修	0	4,928				▲ 4,928	財源更正
農林水産業費	農地費	水堀排水機場長寿命化対策	4,405		3,040			1,365	
土木費	道路維持費	町道除雪対策	40,096					40,096	
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	小中学校教材備品等整備	1,995				1,900	95	
教育費	中学校教育振興費	中学校体育備品等整備	1,036				1,000	36	
教育費	文化会館管理費	文化会館南側外壁補修	1,023					1,023	
教育費	文化会館管理費	文化会館移動観覧席保守点検	964					964	
教育費	保健体育総務費	生涯スポーツ推進(スポーツ少年団活動補助)	1,000				1,000		
その他事業 計			57,352	7,144	3,040		3,900	43,268	
計			262,993	176,363	3,040	36,300	3,900	43,390	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,285,000	24,757	2,309,757
	1 地方交付税	2,285,000	24,757	2,309,757
13 国庫支出金		1,468,885	176,363	1,645,248
	2 国庫補助金	1,112,912	176,363	1,289,275
14 道支出金		348,307	3,040	351,347
	2 道補助金	108,050	3,040	111,090
16 寄附金		70,001	3,900	73,901
	1 寄附金	70,001	3,900	73,901
18 繰越金		46,560	18,427	64,987
	1 繰越金	46,560	18,427	64,987
20 町債		390,500	36,506	427,006
	1 町債	390,500	36,506	427,006
歳入合計		6,391,655	262,993	6,654,648

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,109,985	80,388	1,190,373
	1 総務管理費	1,056,400	78,171	1,134,571
	3 戸籍住民登録費	19,259	2,217	21,476
3 民生費		2,229,574	8,472	2,238,046
	1 社会福祉費	1,915,907	8,472	1,924,379
4 衛生費		434,658	10,183	444,841
	1 保健衛生費	434,658	10,183	444,841
6 農林水産業費		253,990	9,455	263,445
	1 農業費	191,684	4,405	196,089
	3 水産業費	32,723	5,050	37,773
7 商工費		363,403	55,862	419,265
	1 商工費	363,403	55,862	419,265
8 土木費		570,975	40,096	611,071
	2 道路橋梁費	235,389	40,096	275,485
10 教育費		480,010	58,537	538,547
	2 小学校費	105,801	35,031	140,832
	3 中学校費	51,493	12,687	64,180
	5 社会教育費	91,175	9,819	100,994
	6 保健体育費	82,123	1,000	83,123
歳 出 合 計		6,391,655	262,993	6,654,648

第2表 債務負担行為補正

(変更)

単位：千円

	事 項	期 間	限 度 額
変 更 前	戸籍電算システムの譲受	令和3年度～令和6年度	10,386
変 更 後			10,407

第3表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
江差町高度無線環境整備推進事業	36,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 臨時財政対策債	110,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	110,206	同上	同上	同上

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,285,000	24,757	2,309,757
13 国庫支出金	1,468,885	176,363	1,645,248
14 道支出金	348,307	3,040	351,347
16 寄附金	70,001	3,900	73,901
18 繰越金	46,560	18,427	64,987
20 町債	390,500	36,506	427,006
歳入合計	6,391,655	262,993	6,654,648

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,109,985	80,388	1,190,373	44,337	36,300		△249
3民生費	2,229,574	8,472	2,238,046	8,472			
4衛生費	434,658	10,183	444,841	10,183			
6農林水産業費	253,990	9,455	263,445	8,090			1,365
7商工費	363,403	55,862	419,265	55,862			
8土木費	570,975	40,096	611,071				40,096
10教育費	480,010	58,537	538,547	52,459		3,900	2,178
歳出合計	6,391,655	262,993	6,654,648	179,403	36,300	3,900	43,390

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,285,000	24,757	2,309,757
1 地方交付税	2,285,000	24,757	2,309,757
1 地方交付税	2,285,000	24,757	2,309,757
13 国庫支出金	1,468,885	176,363	1,645,248
2 国庫補助金	1,112,912	176,363	1,289,275
1 総務費国庫補助金	25,180	44,337	69,517
2 民生費国庫補助金	791,453	8,472	799,925
3 衛生費国庫補助金	2,310	10,183	12,493
4 農林水産業費国庫補助金	27,736	5,050	32,786
6 教育費国庫補助金	7,272	52,459	59,731



単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	24,757	普通交付税
1 戸 籍 住 民 登 録 費 補 助 金	7,144	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 住民基本台帳システム改修 2,216 戸籍附票システム改修 4,928
3 総 務 管 理 費 補 助 金	37,193	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 高度無線環境整備推進
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	8,472	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 新生児定額給付金給付事業 2,700 国民健康保険費特別会計繰出 2,492 老人福祉センター換気設備改修 1,702 在宅型総合福祉施設「まるやま」換気設備改修 1,578
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	10,183	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 インフルエンザ予防接種支援 9,783 一般廃棄物収集運搬事業者給付金給付 400
2 水 産 業 費 補 助 金	5,050	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 漁業者経営維持化安定対策 4,550 漁協経営継続緊急支援対策 500
1 小 学 校 費 補 助 金	33,734	学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う 感染症対策・学習保障等支援事業） 3,000 公立学校情報機器整備費補助金（学校からの遠隔 学習機能の強化事業） 52 公立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のため の通信機器整備支援事業） 170 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 小学校トイレ洋式化改修 25,893 学校再開感染症対策・学習保障等支援 3,533 学校遠隔学習機能強化 188 修学旅行貸切バス追加借上支援 262 家庭学習対策通信機器整備支援 636
2 中 学 校 費 補 助 金	10,893	学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う 感染症対策・学習保障等支援事業） 2,000 公立学校情報機器整備費補助金（学校からの遠隔 学習機能の強化事業） 35 公立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のため の通信機器整備支援事業） 130 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 中学校トイレ洋式化改修 5,278 学校再開感染症対策・学習保障等支援 2,399

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 商工費国庫補助金	141,878	55,862	197,740
14 道支出金	348,307	3,040	351,347
2 道補助金	108,050	3,040	111,090
3 農林水産業費道費補助金	80,505	3,040	83,545
16 寄附金	70,001	3,900	73,901
1 寄附金	70,001	3,900	73,901
1 寄附金	70,001	3,900	73,901
18 繰越金	46,560	18,427	64,987
1 繰越金	46,560	18,427	64,987
1 繰越金	46,560	18,427	64,987
20 町債	390,500	36,506	427,006
1 町債	390,500	36,506	427,006
1 総務債	107,100	36,300	143,400
6 臨時財政対策債	110,000	206	110,206
歳入合計	6,391,655	262,993	6,654,648

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			学校遠隔学習機能強化 125 修学旅行貸切バス追加借上支援 475 家庭学習対策通信機器整備支援 451
3	社会教育費補助金	7,832	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 文化会館トイレ洋式化改修
1	商工費国庫補助金	55,862	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 “エエ町江差”みんなの商品券事業 43,000 町営レストラン感染拡大防止対策 330 追分会館換気設備改修 12,532
1	農業費補助金	3,040	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金
1	寄附金	3,900	指定寄附金（教育） 1,900 指定寄付金（教育・社会教育） 2,000
1	前年度繰越金	18,427	前年度繰越金
1	総務管理債	36,300	高度無線環境整備推進
1	臨時財政対策債	206	臨時財政対策債

## (3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 総務費	1,109,985	80,388	1,190,373	44,337	36,300		△249
1 総務管理費	1,056,400	78,171	1,134,571	37,193	36,300		4,678
8 住民運動対策費	6,718	73,555	80,273	37,193	36,300		62
10 諸費	15,019	4,616	19,635				4,616
3 戸籍住民登録費	19,259	2,217	21,476	7,144			△4,927
1 戸籍住民登録費	19,259	2,217	21,476	7,144			△4,927
3 民生費	2,229,574	8,472	2,238,046	8,472			
1 社会福祉費	1,915,907	8,472	1,924,379	8,472			
1 社会福祉総務費	874,509	5,192	879,701	5,192			
2 社会福祉施設費	16,626	1,702	18,328	1,702			
6 介護支援施設費	24,306	1,578	25,884	1,578			
4 衛生費	434,658	10,183	444,841	10,183			
1 保健衛生費	434,658	10,183	444,841	10,183			
2 予防費	56,933	9,783	66,716	9,783			

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	73,555	高度無線環境整備推進事業整備費負担金
22	償還金利子及び割引料	4,616	令和元年度障害者医療費国庫負担金返還 2,647 令和元年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還 1,496 令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金返還 118 令和元年度障害者医療費道費負担金返還 355
12	委託料	2,217	住民基本台帳システム改修
18	負担金補助及び交付金	2,700	新生児特別定額給付金給付
27	繰出金	2,492	国民健康保険費特別会計繰出金 (インフルエンザ予防接種支援)
14	工事請負費	1,702	老人福祉センター換気設備改修工事
14	工事請負費	1,578	在宅型総合福祉施設「まるやま」換気設備改修工事
2	給料	585	会計年度任用職員（臨時事務員）
4	共済費	96	社会保険料（会計年度）
10	需用費	70	消耗品費
11	役務費	167	通信運搬費 郵便料・送料
12	委託料	6,052	インフルエンザ予防接種委託 高齢者等 4,272 生後6か月～中学3年生 1,780
18	負担金補助及び交付金	2,813	インフルエンザ予防接種費用助成 高齢者等 1,567 生後6か月～中学3年生 1,246

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
3 環境衛生費	13,526	400	13,926	400			
6 農林水産業費	253,990	9,455	263,445	8,090			1,365
1 農業費	191,684	4,405	196,089	3,040			1,365
4 農地費	149,278	4,405	153,683	3,040			1,365
3 水産業費	32,723	5,050	37,773	5,050			
2 水産業振興費	21,821	5,050	26,871	5,050			
7 商工費	363,403	55,862	419,265	55,862			
1 商工費	363,403	55,862	419,265	55,862			
2 商工業振興費	203,064	43,000	246,064	43,000			
3 観光費	95,184	330	95,514	330			
4 追分会館管理費	32,521	12,532	45,053	12,532			
8 土木費	570,975	40,096	611,071				40,096
2 道路橋梁費	235,389	40,096	275,485				40,096
2 道路維持費	98,832	40,096	138,928				40,096
10 教育費	480,010	58,537	538,547	52,459		3,900	2,178
2 小学校費	105,801	35,031	140,832	33,734		1,200	97

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	400	一般廃棄物収集運搬事業者給付金
14	工事請負費	4,405	水堀排水機場長寿命化対策工事（追加分）
18	負担金補助及び交付金	5,050	漁業者経営維持化安定対策補助金 4,550 漁協経営継続緊急支援対策補助金 500
10	需用費	900	消耗品費 200 印刷製本費 700
11	役務費	2,200	通信運搬費 郵便料・送料
12	委託料	39,900	“エエ町江差”みんなの商品券換金等委託
12	委託料	330	町営レストラン感染防止対策委託（パーテーション設置等）
14	工事請負費	12,532	追分会館換気設備改修工事
2	給料	1,699	会計年度任用職員（臨時作業員）
3	職員手当等	3,197	時間外勤務手当 691 時間外勤務手当（会計年度） 2,506
4	共済費	261	社会保険料（会計年度）
10	需用費	10,351	消耗品費 7,016 光熱水費 2,935 修繕料 400
12	委託料	23,475	防雪柵設置 2,180 町道除雪民間委託 21,295
13	使用料及び賃借料	1,113	重機借上料

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
1 学校管理費	91,441	25,893	117,334	25,893			
2 教育振興費	8,119	9,138	17,257	7,841		1,200	97
3 中学校費	51,493	12,687	64,180	10,893		1,700	94
1 学校管理費	39,730	5,278	45,008	5,278			
2 教育振興費	7,498	7,409	14,907	5,615		1,700	94
5 社会教育費	91,175	9,819	100,994	7,832			1,987
4 文化会館管理費	63,970	9,819	73,789	7,832			1,987
6 保健体育費	82,123	1,000	83,123			1,000	
1 保健体育総務費	67,076	1,000	68,076			1,000	
歳出合計	6,391,655	262,993	6,654,648	179,403	36,300	3,900	43,390



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	25,893	小学校トイレ洋式化改修工事 江差小学校 17,270 南が丘小学校 3,960 江差北小学校 4,663
11	役務費	276	通信運搬費 電話料等
13	使用料及び賃借料	262	バス借上料 251 高速道路利用料外 11
17	備品購入費	8,600	学校再開感染症対策・学習保障等支援備品 6,533 学校遠隔学習機能強化備品 240 家庭学習対策通信機器整備支援備品 564 小学校教材備品等 1,263
14	工事請負費	5,278	江差北中学校トイレ洋式化改修工事
8	旅費	37	修学旅行乗務員旅費
11	役務費	211	通信運搬費 電話料等
13	使用料及び賃借料	438	バス借上料 389 高速道路利用料外 49
17	備品購入費	6,723	学校再開感染症対策・学習保障等支援備品 4,399 学校遠隔学習機能強化備品 160 家庭学習対策通信機器整備支援備品 396 中学校教材備品等 732 中学校体育備品等 1,036
12	委託料	964	文化会館移動観覧席保守点検
14	工事請負費	8,855	文化会館トイレ洋式化改修工事 7,832 文化会館南側外壁補修工事 1,023
18	負担金補助及び交付金	1,000	スポーツ少年団活動補助

## (4) 給与費明細書

## 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,865	42,890
	議 員	12	26,436		5,728 2.60				32,164	9,356	41,520
	その他の特 別 職	338	18,132						18,132		18,132
	計	353	44,568	20,976	13,594		291	7,892	87,321	15,221	102,542
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別 職										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,865	42,890
	議 員	12	26,436		5,728				32,164	9,356	41,520
	その他の特 別 職	338	18,132						18,132		18,132
	計	353	44,568	20,976	13,594		291	7,892	87,321	15,221	102,542

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	95		325,722	259,895	585,617	108,887	694,504	
補 正 額				691	691		691	
補 正 後	95		325,722	260,586	586,308	108,887	695,195	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補 正 前	10,029	7,214	75,739	56,160	10,867	26,412	2,287	6,408
補 正 額						691				
補 正 後	10,029	7,214	75,739	56,160	10,867	27,103	2,287	6,408	6,500	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
補 正 前				350	57,929					
補 正 額										
補 正 後				350	57,929					

## イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	87	40,481	87,139	14,556	142,176	22,675	164,851	
補 正 額	4		2,284	2,506	4,790	357	5,147	
補 正 後	91	40,481	89,423	17,062	146,966	23,032	169,998	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補 正 前				9,274			4,769	513
補 正 額							2,506			
補 正 後				9,274			7,275	513		
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
補 正 前										
補 正 額										
補 正 後										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	691	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	691	町道除雪対策 時間外勤務手当	

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 支 出 金	道 道 金	地 方 債		そ の 他
戸籍電算システムの譲受	10,407			令和3 ～ 6	10,407					10,407

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	1,931,716	1,890,021	176,300	198,364	1,867,957	
(1) 総務債	28,190	20,500	106,000	7,690	118,810	
(9) 臨時財政対策債	1,913,029	1,844,909	110,206	188,238	1,766,877	
合計	補正前の額	5,559,238	5,741,306	390,500	591,775	5,540,031
	補正額			36,506		36,506
	補正後の額	5,559,238	5,741,306	427,006	591,775	5,576,537



## 議案第5号

令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ865,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月16日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加・変更する必要が生じたことによる。





令和2年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	オンライン資格確認等システム改修	0	286	▲ 286				財源更正
保健事業費	保健事業費	インフルエンザ予防接種支援	2,492				2,492		
計			2,492	286	▲ 286		2,492		

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4道支出金		616,677	△286	616,391
	1道補助金	616,677	△286	616,391
6繰入金		119,433	2,492	121,925
	1一般会計繰入金	105,660	2,492	108,152
9国庫支出金		0	286	286
	1国庫補助金	0	286	286
歳入合計		862,550	2,492	865,042

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保 健 事 業 費		22,935	2,492	25,427
	1 保 健 事 業 費	11,511	2,492	14,003
歳 出 合 計		862,550	2,492	865,042

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 道 支 出 金	616,677	△286	616,391
6 繰 入 金	119,433	2,492	121,925
9 国 庫 支 出 金	0	286	286
歳 入 合 計	862,550	2,492	865,042

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	42,926	0	42,926	0			
6保健事業費	22,935	2,492	25,427			2,492	
歳出合計	862,550	2,492	865,042	0	0	2,492	0

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 道支出金	616,677	△286	616,391
1 道補助金	616,677	△286	616,391
1 保険給付費等交付金	616,677	△286	616,391
6 繰入金	119,433	2,492	121,925
1 一般会計繰入金	105,660	2,492	108,152
1 一般会計繰入金	105,660	2,492	108,152
9 国庫支出金	0	286	286
1 国庫補助金	0	286	286
1 社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	0	286	286
歳入合計	862,550	2,492	865,042

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	保険給付費等交付金（特別交付金）	△286	都道府県繰入金（2号分）
6	一般会計繰入金	2,492	一般会計繰入金
1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	286	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	42,926	0	42,926				
1 総務管理費	30,374	0	30,374				
1 一般管理費	29,896	0	29,896				
6 保健事業費	22,935	2,492	25,427			2,492	
1 保健事業費	11,511	2,492	14,003			2,492	
1 保健事業費	11,511	2,492	14,003			2,492	
歳出合計	862,550	2,492	865,042	0	0	2,492	0



単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
		財源更正
18 負担金補助及び交付金	2,492	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 インフルエンザ予防接種支援



## 議案第6号

令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,081,478千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,076,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和2年9月16日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。



令和2年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	令和元年度介護給 付費負担金等返還	5,586					5,586	
計			5,586					5,586	

# 第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		500	5,586	6,086
	1 繰越金	500	5,586	6,086
歳入合計		1,070,640	5,586	1,076,226

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 支 出 金		500	5,586	6,086
	1 還 付 金 及 び 割 引 料	500	5,586	6,086
歳 出 合 計		1,070,640	5,586	1,076,226

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	500	5,586	6,086
歳入合計	1,070,640	5,586	1,076,226



(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6諸支出金	500	5,586	6,086				5,586
歳出合計	1,070,640	5,586	1,076,226	0	0	0	5,586

## (2) 歳入（保険事業勘定）

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
8 繰越金	500	5,586	6,086
1 繰越金	500	5,586	6,086
1 繰越金	500	5,586	6,086
歳入合計	1,070,640	5,586	1,076,226

単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	
1	繰越金	前年度繰越金

## (3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	500	5,586	6,086				5,586
1 還付金及び割引料	500	5,586	6,086				5,586
2 償還金	0	5,586	5,586				5,586
歳出合計	1,070,640	5,586	1,076,226	0	0	0	5,586

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
22	償還金、利子及び割引料	5,586	令和元年度介護給付費国庫負担金返還 3,956 令和元年度地域支援事業費国庫補助返還 610 令和元年度地域支援事業費道費補助返還 1,020



## 議案第7号

### 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和2年9月16日提出

江差町長 照 井 誉之介

#### 提案理由

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要性が生じたため。

## 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。



議案第 8 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 16 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要があるため。

## 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

## 議案第9号

### 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和2年9月16日提出

江差町長 照 井 誉之介

#### 提案理由

加入団体の脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する必要があるため。

## 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字泊町243番地
- 2 氏 名 加 澤 優香子  
(昭和37年11月13日生 57歳)

令和2年9月16日提出

江差町長 照 井 誉之介



同意第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所        檜山郡江差町字中歌町 2 5 番地 4
- 2 氏 名        横 野 晃 一  
                  (昭和 3 1 年 3 月 1 1 日生・6 4 歳)

令和 2 年 9 月 1 6 日提出

江差町長 照 井 誉之介

